特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

国際知財戦略
（Global IP Initiative）

～国際的な知的財産のインフラ整備に向けて～

2011年2月
特　許　庁

資料５

１．世界各国の特許出願

- 企業活動のグローバル化に伴い、全世界の特許出願は増加。特に、海外への出願が顕著に増加。
- 我が国企業も海外への出願を大幅に増大させている。

【全世界の特許出願件数の推移】

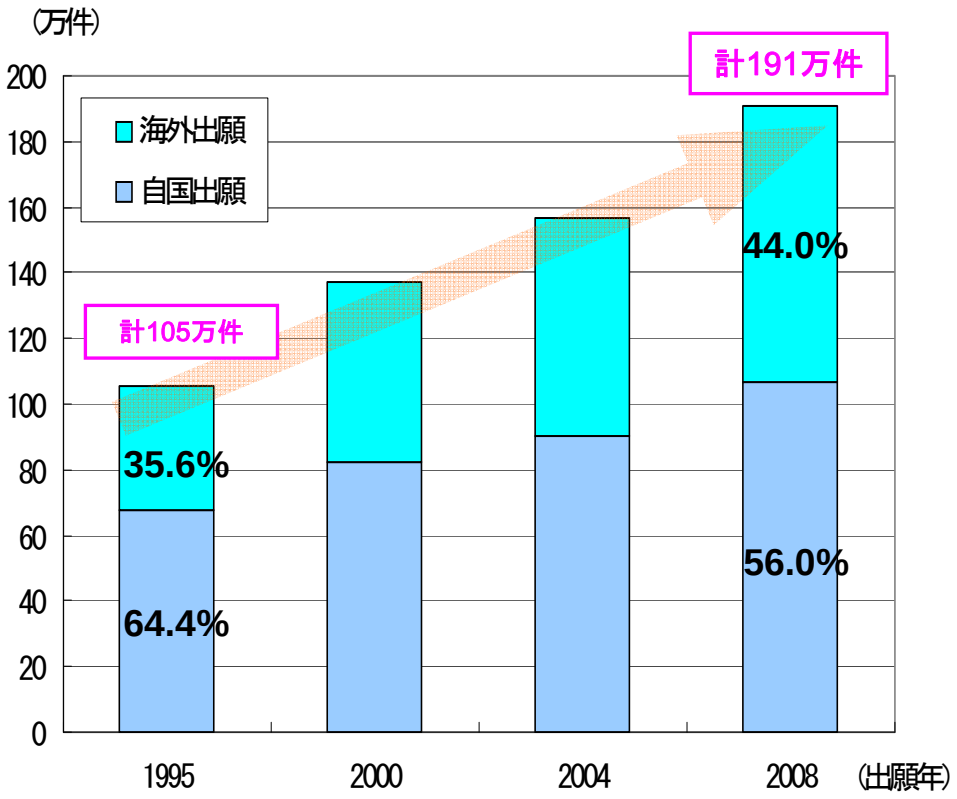

（出典）特許庁作成

【日本人の特許出願構造の変化】

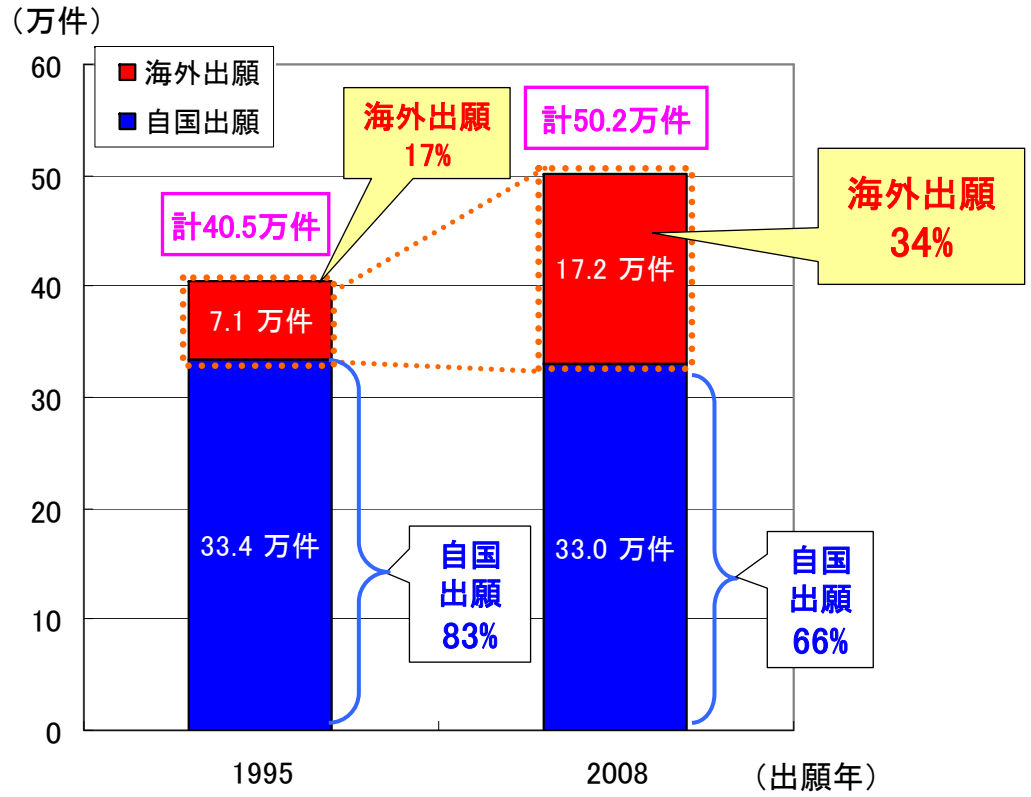

（出典）特許庁作成

２．我が国企業の特許出願

- 増加する我が国企業の海外出願のうち、米欧以外への出願割合が増加している。
- 生産拠点の広がりに合わせ、出願先は、中韓はじめ、ＡＳＥＡＮ諸国やインドへと拡大している。

【日本人の特許出願先国の変化】

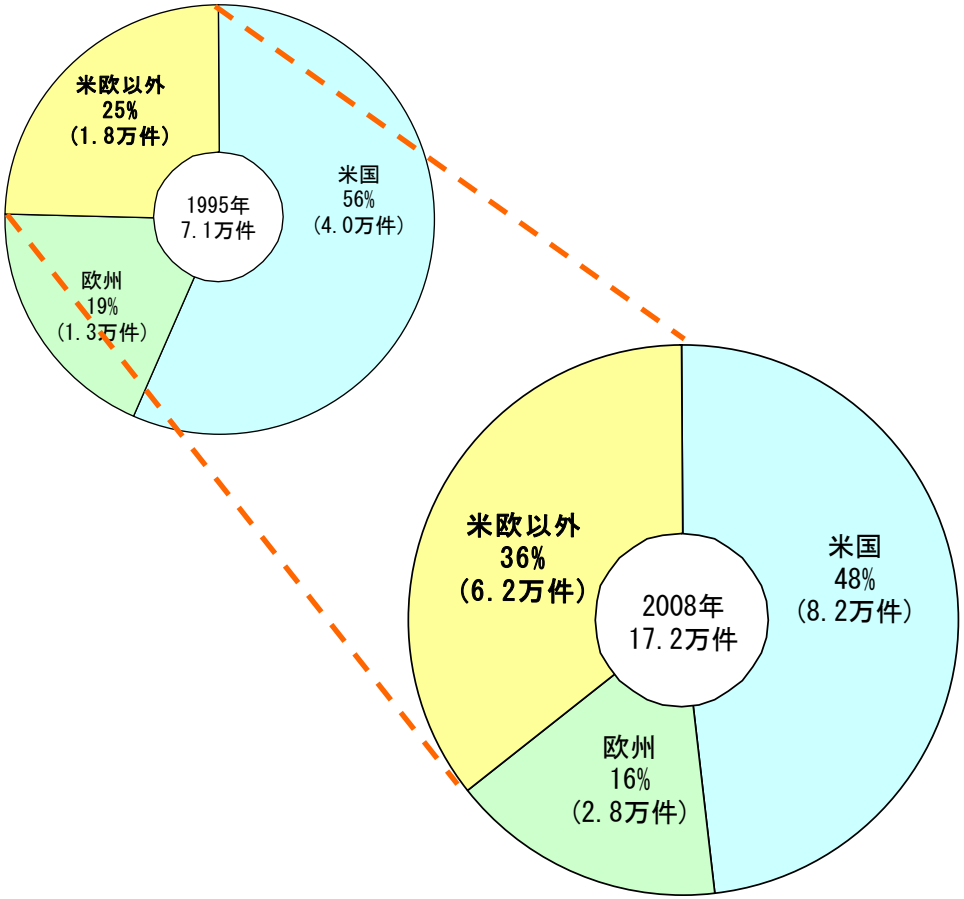

（出典）特許庁作成

【日本人の海外特許出願数の推移】

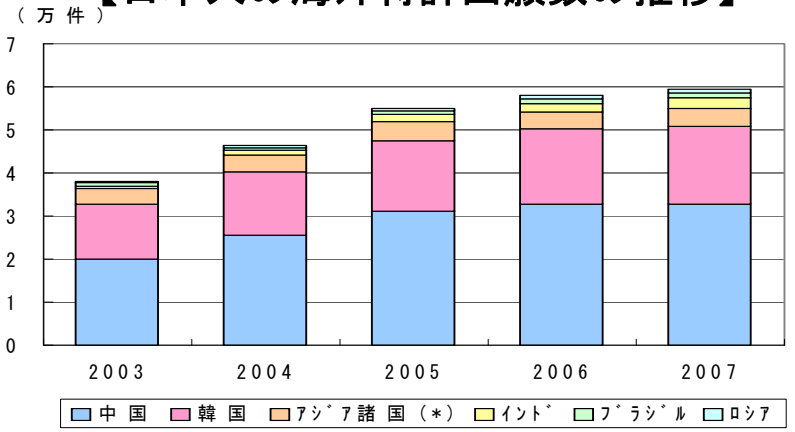

（出典）特許庁作成　　（*）ﾀｲ、ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ、ﾏﾚｰｼｱ、ﾍﾞﾄﾅﾑ

【我が国企業の海外生産拠点数】

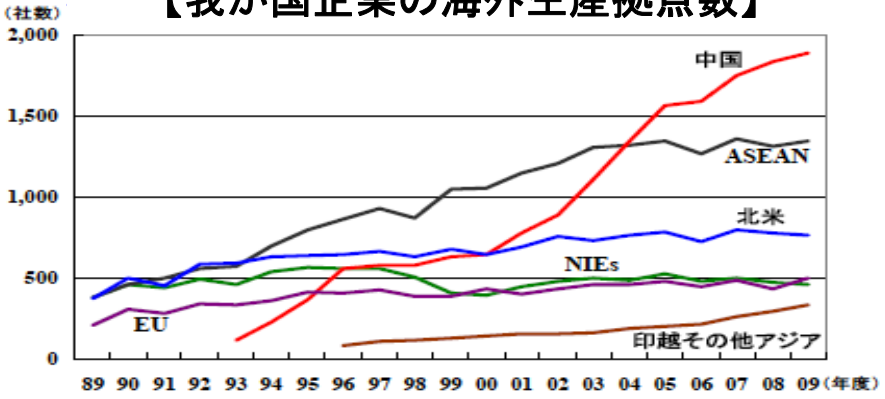

（注）グラフ中、ASEANは、ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ、ﾀｲ、ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ、ﾏﾚｰｼｱ、ﾌｨﾘﾋﾟﾝを示す。

（出典）国際協力銀行（JBIC）
「2009年度海外直接投資アンケート調査結果（第21回）」から引用。

3. 世界の特許文献

- 新興国における特許出願の増加により、世界の特許文献に占める日本語特許文献の割合が低下。
- 他方、中国語、韓国語でしか発行されていない特許文献の割合は、近年急速に増加している。

【世界の特許文献】

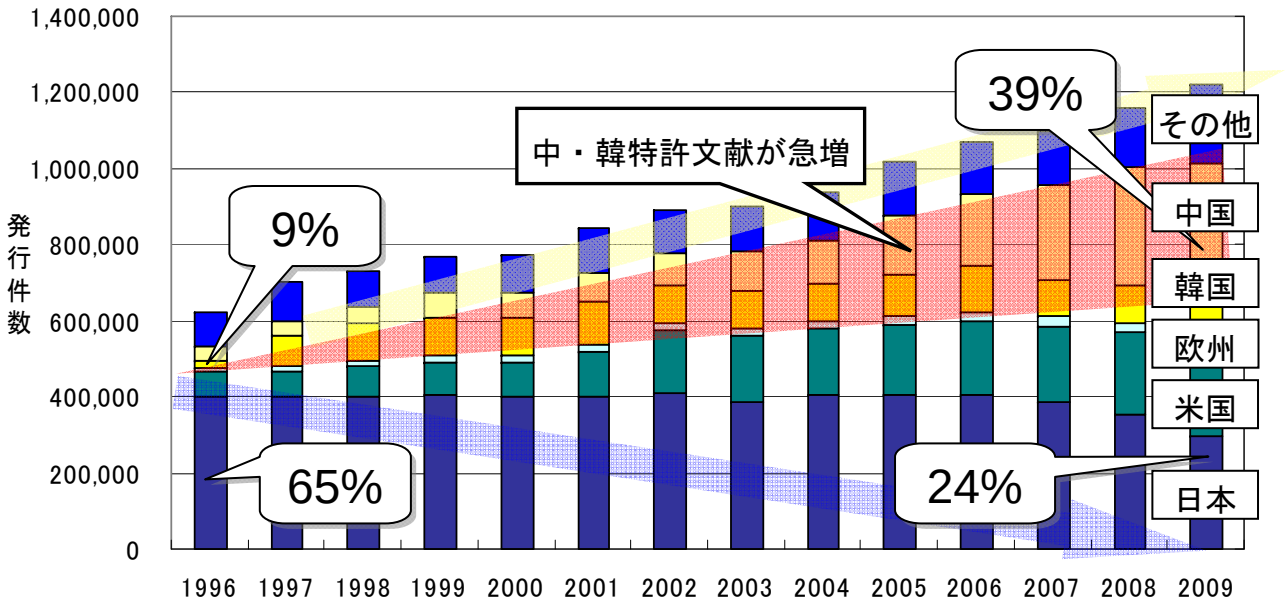

（出典）特許庁作成

世界で発行された特許文献を言語別に整理し、重複を排除したもの。

複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本の特許としてカウント。日本語がない場合には、米国（英語）、欧州（英語、仏語、独語）、韓国（韓国語）、中国（中国語）の順で該当する国・地域（言語）の特許文献としてカウント。

中国語・韓国語でしか読めない特許文献数は、1996年には9%だったが2009年には39%に急増。

【言語別整理のイメージ】

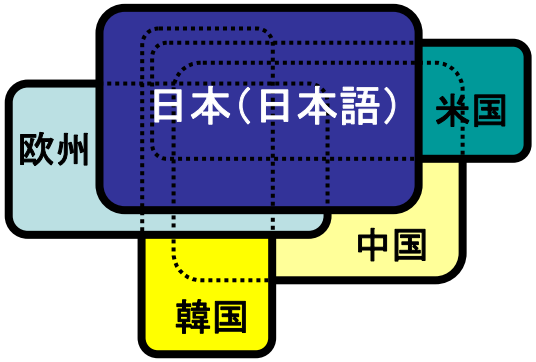

4. 特許分類の共通化

- 世界の特許文献が増加する中、世界の特許文献を効率的かつ網羅的に調査するためには、言語に依存しない特許分類が必要不可欠。
- 世界で共通の特許分類の整備に向けた動きが活発化。
- 五大特許庁会合で特許分類の共通化を議論する中、2010年10月、米国は欧州分類の採用を表明。
- 新しい国際特許分類が採択された場合には、各国とも、自国の過去の特許文献の再分類が義務。

ＩＰＣ（国際特許分類）：分類項目が少なく粗い（７万分類）

➡ 粗いが**世界中の文献**の調査可能

日本分類：ＩＰＣを細かく展開（１９万分類）

➡ **日本文献のみ**調査可能

欧州分類：ＩＰＣを細かく展開（１３万分類）

➡ **ヨーロッパ主要国と米国の文献**を調査可能

米国分類：独自に分類（１７万分類）

➡ **米国文献**を調査可能

欧州分類を採用

中国・韓国：ＩＰＣにより分類（独自の分類なし）

共通特許分類に向けた動き

➢急増する中韓文献への対応も踏まえ、共通特許分類の策定に向けた議論が、五大特許庁会合で活発化

➢共通特許分類の策定は、世界で最も緻密な**日本分類**と、米欧をカバーする**欧州分類を軸に、作業が行われる**予定

➢日本がリーダーシップを発揮し、中国・韓国とも連携して、中韓文献も検索できるような**国際公共財としての共通特許分類の構築**を目指す

５．中小企業の国際展開

- 国内出願に占める中小企業の出願割合は減少傾向。
- 他方、海外出願に占める中小企業の出願割合は７％前後で推移し、件数は増加傾向にある。
- 国・地域別の出願件数比では、欧：米：アジア＝約３：５：１０であり、アジアの件数が多い。

【我が国中小企業の海外出願割合】

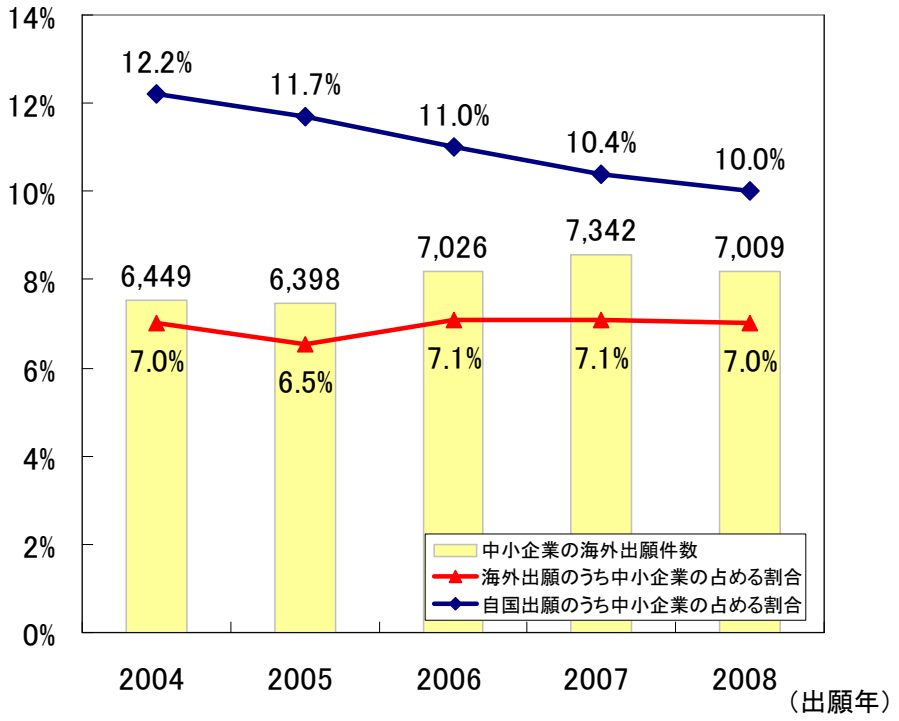

（注）海外出願件数は、我が国の中小企業がＰＣＴ出願した件数及び自国出願から優先権証明書を申請した件数（複数国への出願も１件としてカウント）。

（出典）特許庁推計

【中小企業の海外出願先となる国（地域）】

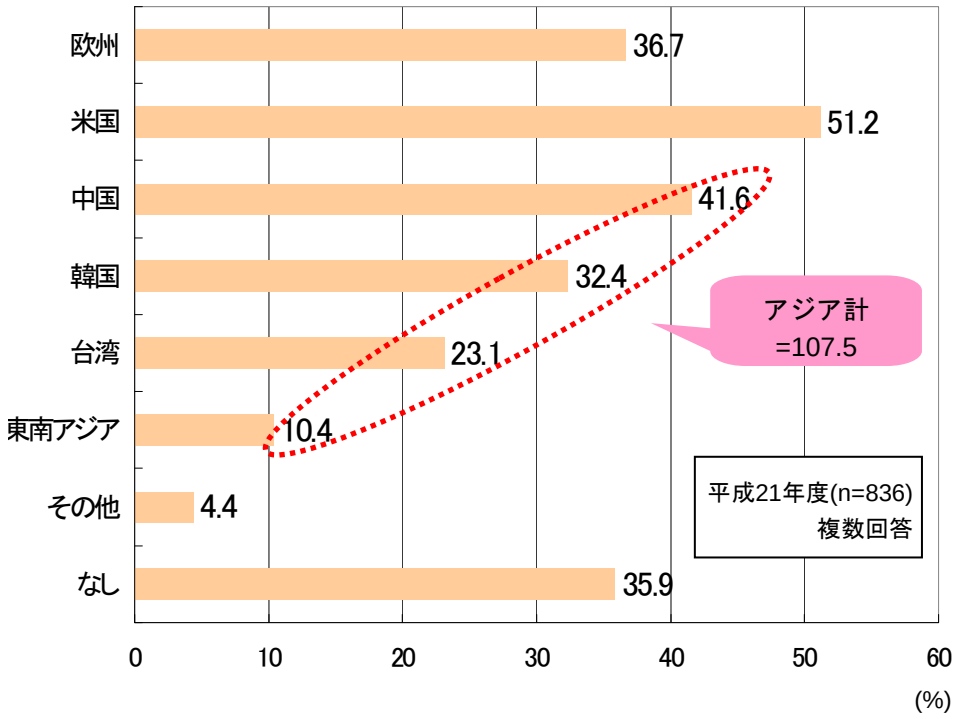

（出典）「中小企業の知財活用事例＆知財支援策ガイド（平成２１年度広域関東圏における中小企業の知財戦略実態調査報告書）」（関東経済産業局）

６．新興国における知財紛争

- 中国では特許・実用新案の出願増加に伴い、特許訴訟が急増している。
- 特許権侵害のみならず、登録が容易な実用新案権を盾に外国企業を訴える例も出てきている。
- 我が国企業が特許侵害訴訟の被告となったケースでは、高額賠償を命じる判決が出された。

【中国の特許・実用新案出願件数と訴訟件数】

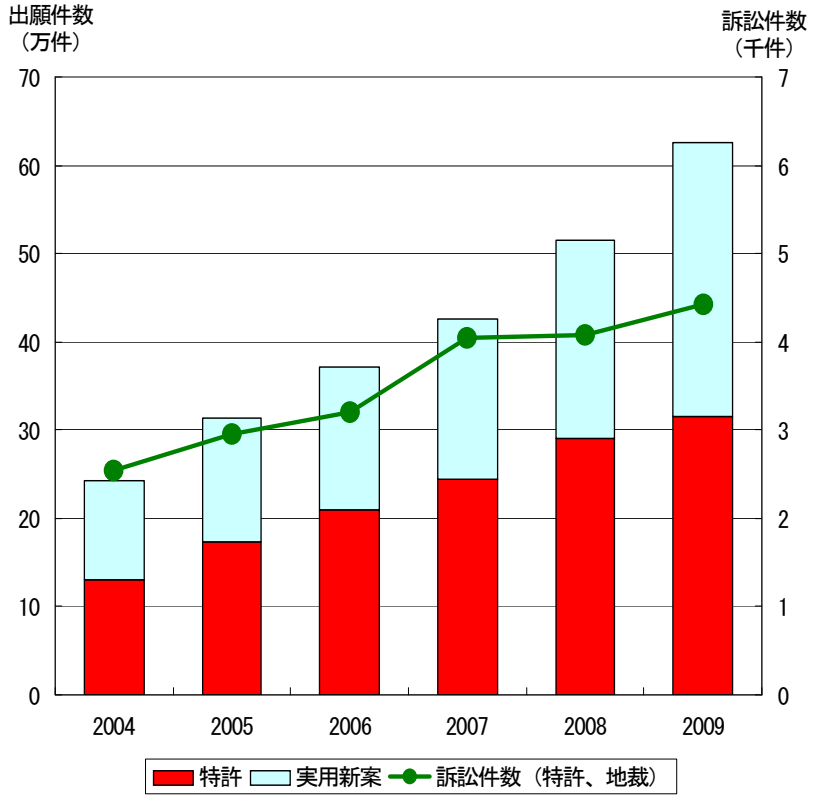

（出典）中国国家知識産権局ホームページ、中国知的財産保護状況白書より特許庁作成

【中国における訴訟例】

◆2009年３月　小型ブレーカーに関する実用新案権を侵害したとして、中国企業が、フランス企業の中国合弁会社を訴えた事件について、北京市高級人民法院が、中国企業の主張を認める判決。

2009年４月、**フランス企業側が中国企業に1.5億元（約20億円）支払う**ことで、和解が成立。（※１）

◆2009年12月　脱硫装置の特許権侵害を巡り、中国企業が日本企業等を訴えた事件について、最高人民法院（最高裁に相当）が日本企業等に**5061万元（約6.5億円）の支払いを命じる**判決。（※２）

（出典）※１：ジェトロ北京センター「中国における実用新案制度の利用状況調査」（２００９年）
※２：日本弁理士会「パテント、第６３巻第４号」（２０１０年）

7．特許制度に対する企業の声

日本企業の声

1 新興国へ研究開発拠点を移転する場合、日本向けとは別に現地専用の製品を開発することが多くなる。**今後、日本へ出願しないケースも出てくる。**（電気機器）

2 研究・製造拠点を中国に移しつつあり、今後は**中国での出願が中心となってくる。**（素材）

3 **研究開発は日米欧の三極体制。**米欧で研究を行ったものを新規事業として立ち上げ、日本に輸入するようにしたい。（電気機器）

4 ５年後１０年後を考えると、現在はエンフォースメントが困難な、**ロシア、ブラジル、中東、アフリカなどへも出願しておかざるを得ない**状況になりつつある。（電気機器、化学）

5 水や原子力など、社会イノベーション技術に転換。東南アジアに加え、**湾岸諸国などへも出願しつつある。**（電気機器）

6 中国語など**日本語・英語以外の特許・実用新案を日本で把握することは難しく、リスク要因**となっている。（電気機器、輸送用機器）

7 中国・韓国等の特許を把握することが必要。**日本語で検索できる環境が求められる。**（電気機器）

海外企業の声

8 国際的な予備審査は、**中国や日本を含むアジアの特許をサーチする韓国特許庁**に依頼している。（ソフトウェア）

9 特許査定率が高くなり中間処理の回数を低減できるため、**特許審査ハイウェイの利用を増やしていきたい。**（コンピュータ、ソフトウェア）

10 全世界で権利行使する際の判断材料として、**日本国特許庁の審査を高く評価している。**（電気機器）

８．国際知財戦略の概要

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

現状認識

- 経済のグローバル化に伴い、我が国企業の海外における特許取得の必要性が増大。
- 米欧中韓のみならず、多数国への出願が拡大。アジアを中心に新興国への出願も増加。
- これに伴い、中国、韓国など、日本語・英語以外の言語の特許が増大。
- これら急速に増大する中国、韓国をはじめとした世界の特許文献を検索できるよう、言語に依存しない共通の特許分類の策定などの取り組みが開始。

戦略策定目的

- アジアをはじめ世界中で、我が国企業がビジネスを円滑に行うことができるよう、日本で安定した権利を付与し、これを基に、世界でも迅速に権利取得できるような、国際的な知財インフラを順次整備する。
- 国際的な知財インフラ整備は、［Ⅰ］世界各国で円滑に権利取得が行えるようにするための枠組みの整備、［Ⅱ］安定した権利保護を図るための体制整備、の２つの側面から進める。
- また、［Ⅲ］海外展開する企業が、国際的な知財インフラを十分活用できるよう、支援を図る。

我が国企業の海外展開を促進

Ⅰ．世界各国で円滑に権利取得を行うための枠組みの整備

①国際特許ネットワーク構想の推進

Ⅱ．安定した権利保護を行うための体制整備

②グローバル化に対応した審査体制の強化

③多言語に対応した検索システムの整備

Ⅲ．我が国企業の海外展開支援

④新興国の知財情報収集と戦略研究

⑤海外知財活用ネットワークの強化

⑥海外知財リスクへの対応の強化

⑦中小企業への新たな出願支援策

９．国際的な特許制度の調和への道筋

- グローバルな事業展開には海外で安定した経済活動が保証されるよう、安定した権利保護が重要。
- そのためには、我が国の特許審査の質を向上させ、権利の安定性を高め、
  国際特許ネットワーク（＝日本の特許が速やかに世界で受け入れられる環境）構想を推進 。
- 国際特許ネットワークの実現を図り、国際的な特許制度調和を目指す。

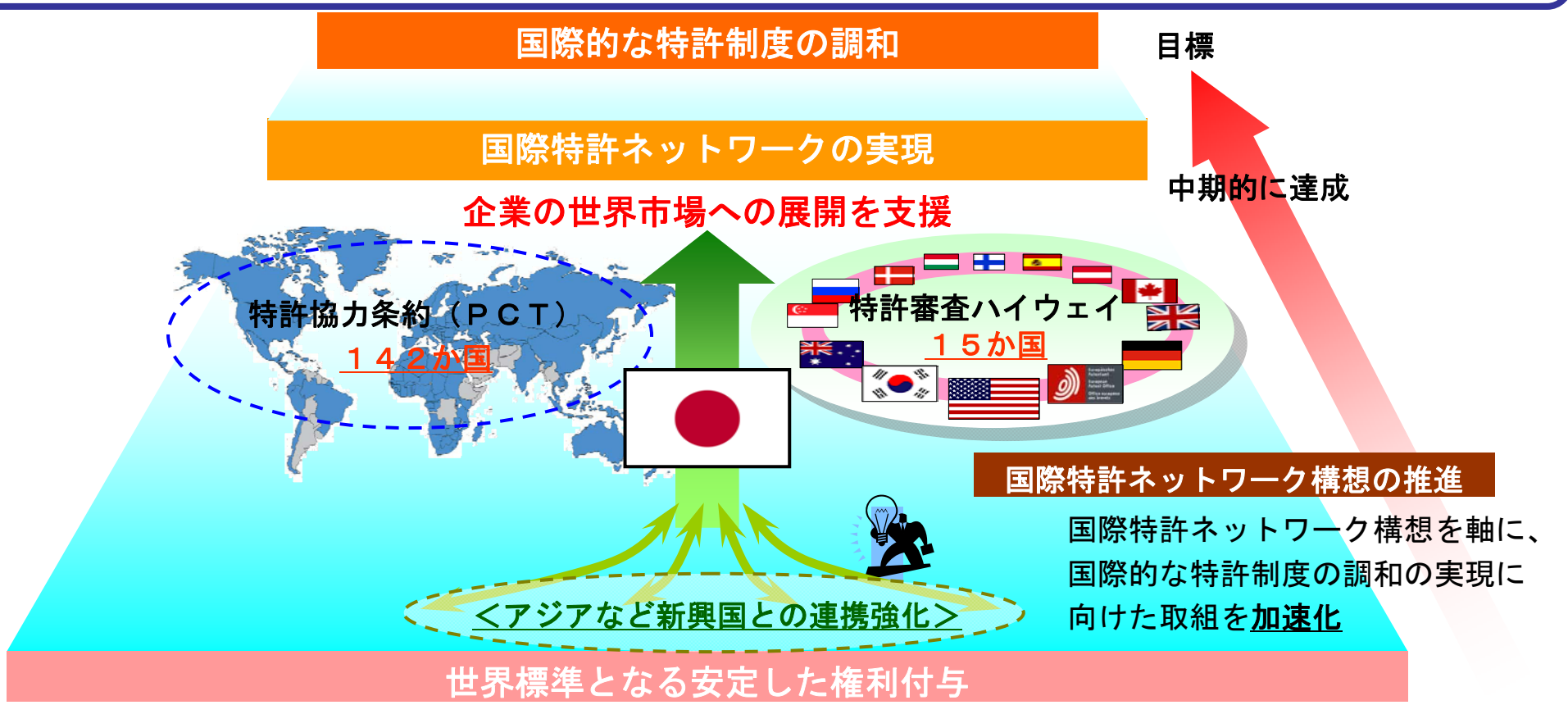

外国特許文献検索システムの開発
－機械翻訳を活用した検索システムの開発

共通特許分類の策定
－世界標準の共通特許分類を策定
－過去の特許の再分類

グローバル化に対応した審査体制
－審査体制の強化
－品質監理の充実

Ⅰ．①国際特許ネットワーク構想の推進

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

国際特許ネットワークの実現に向けた課題

- 世界中で同じ特許が早期に取得できる特許審査ハイウェイの、更なる拡大が必要。
- ハイウェイの実効性を高めるため、米欧アジア等が日本の審査結果を利用しやすい環境が必要。
- アジアなど新興国において、我が国企業の権利が安定的に保護されることが重要。

我が国の今後の取組（具体策）

特許審査ハイウェイの拡大

特許審査ハイウェイを世界の主要国全体で速やかに実施。

英語による国際的な予備審査の協力拡大

アジア各国の国際出願（ＰＣＴ）の予備審査を、日本が英語で実施。

アジアなど新興国との連携強化

修正実体審査（ＭＳＥ）などの、アジアの実体審査における我が国の協力を拡充。

アジアなどへ、我が国の審査結果情報を提供。

新興国審査官の戦略的な人材育成（実践的な審査実務教育（３か月）、長期的学習プログラム（６か月））を実施。

アジア全域の日本企業の出願が、日本をゲートウェイとして、
欧米等の主要国で早期に安定した権利を得られる環境を実現。

Ⅱ．②グローバル化に対応した審査体制の強化

グローバル化に対応する審査体制強化の必要性

- 世界で覆ることのない安定した権利付与のためには、①世界の特許文献を網羅的に検索することによる漏れのない調査と、②調査結果に基づく的確な判断からなる審査が必要。
- 審査官が調査しなければならない世界の特許文献は増大しており、調査のための負担が増大。
- 権利の安定性の確保には、審査の品質監理の充実が必要であり、欧米の特許庁は、既に品質監理の充実、そのための体制強化を進めている。

我が国の今後の取組（具体策）

審査体制の強化

特許審査の更なる質向上のため、増大する世界の特許文献を漏れなく調査し、的確な特許性の判断を行うための体制を強化する（人的体制の強化、研修）。

品質監理の充実と体制の強化

権利の安定性の確保のため、世界水準の品質監理の実施（品質ポリシーの策定、ユーザー評価など）と、そのための体制を強化する。

➡ 世界標準の安定した権利付与を実現。

Ⅱ．③多言語に対応した検索システムの整備

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

特許検索をめぐる課題

- 国際的に安定した権利を保護するためにも、審査で中韓の特許文献などが十分検索される必要あり。
- 世界の特許文献を漏れなく検索するため、他庁と共同して新たな共通特許分類を整備していくことが重要。
- 海外展開のリスクに備え、企業が自社技術と関連する中韓特許などを容易に発見できる環境が必要。

我が国の今後の取組（具体策）

外国特許文献検索システムの開発

機械翻訳（中→日、韓→日など）を利用した外国の特許文献のデータベースの構築と、
これらを効率的に検索する外国特許文献検索システムの開発。

共通特許分類の策定

日欧の分類を軸に、五大特許庁、ＷＩＰＯで、世界標準の共通特許分類の策定を推進。

新たな共通特許分類が定まり次第、国際的な取決に従い、過去の日本特許を再分類。

中韓特許を含む世界の特許文献を、共通特許分類や日本語により、網羅的に検索できる環境を実現。

Ⅲ．海外展開の総合的支援

■ 国際的な知財インフラを活用し、知財を軸とした我が国企業の海外展開の促進を図るためには、開発モデルの多様化や新たな知財リスク問題に対応できる、総合的な支援が必要。

～開発モデルの多様化～

国際分業型イノベーションの時代における新しい開発モデルへの対応が必要

（例）ビジネスリフレクションモデル

→海外での事業ニーズ、知財情報が重要

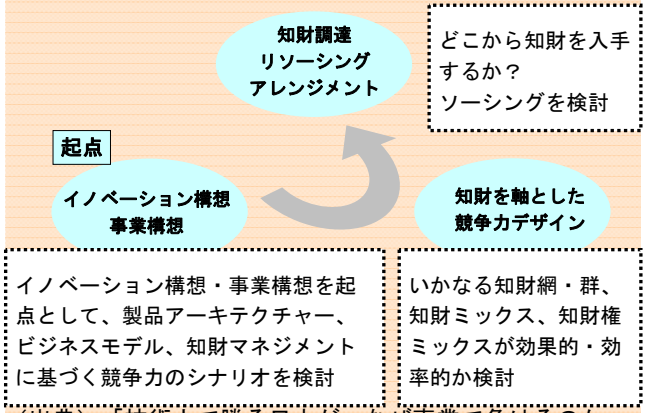

（出典）「技術力で勝る日本が、なぜ事業で負けるのか」（妹尾堅一郎、ダイヤモンド社）

～アジア各国・地域で進む技術移転環境～

アジアの主要な公的技術移転機関

中国：北京Technology Exchange & Promotionセンター
　　：上海IPサービスセンター
シンガポール：Exploit Technology（科学技術庁）
韓国：KIAT（技術助成研究所）
台湾：ITRI（工業研究院）

～海外知財リスクの増加～（再掲）

◆2009年３月　小型ブレーカーの実用新案権侵害を巡り、中国企業がフランス企業の中国合弁会社を提訴。**フランス企業側が中国企業に1.5億元(約20億円) 支払う**ことで和解が成立。

◆2009年12月　中国企業が日本企業等を訴えた事件で、**日本企業等に5061万元(約6.5億円) の支払いを命じる**判決。

海外展開の総合的支援の方向性

- **新興国の知財情報収集と戦略研究**
- **海外知財活用ネットワークの強化**
- **海外知財リスクへの対応の強化**

三位一体の支援により、知財を軸としたアジア市場への展開が加速化
→アジア大の知財サイクルを構築

Ⅲ．④新興国の知財情報収集と戦略研究

- 海外進出時のあらゆる課題について、中小企業等が相談・利用しやすい環境の整備が必要。
- 海外進出時に、我が国のみならず、進出国の知財専門家の知見を利用することが必要。

我が国の今後の取組（具体策）

新興国知財情報データバンクの開設

新興国の知財関連情報（誤訳対策、訴訟対応の情報などを含む）を集積したデータバンクを開設。

アジア知財戦略プロデュース会議

海外知財プロデューサーと、在外知財専門家（北京等の駐在日本人）との会議を国内外で開催し、我が国企業等の海外展開に向けた戦略を策定。

海外進出支援プラットフォームの整備

海外知財プロデューサーを軸に、各種支援機関・専門人材との連携体制を整備。

海外進出における知財のあらゆる課題に対して、適切な専門人材と連携してハンズオン対応。

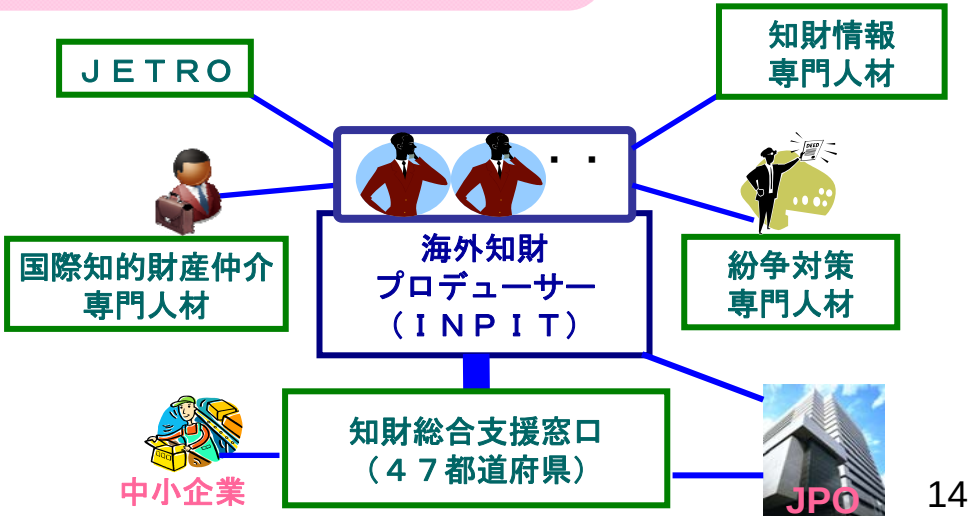

Ⅲ．⑤海外知財活用ネットワークの強化

■ 新たな事業開発や技術移転を促進するためには、現地最新情報の収集や人的ネットワークを通じた情報の共有が必要。

我が国の今後の取組（具体策）

各国知財活用支援機関間の連携強化

ＩＮＰＩＴやＪＥＴＲＯと連携しつつ、各国技術移転機関間の連携を深め、日本を含む各国のシーズ・ニーズ情報を集約。技術移転機関を活用して海外展開の円滑な橋渡しを行う人材を育成。

国際知財活用フォーラムの開催

各国特許庁や裁判所、企業等の知財関係者と、技術移転機関関係者が一同に会する国際フォーラムを国内外（例：日本、中国、ＡＳＥＡＮ）で開催。情報共有及び人的ネットワークを強化するとともに、エンフォースメントを含む知財活用環境の国際的な調和を促進。

海外技術情報の利用性の向上

中国特許などの和文抄録を作成し、知財総合支援窓口等を通じて海外の先行技術・権利調査の活用等の普及啓発を図る。

Ⅲ．⑥海外知財リスクへの対応の強化

- アジアなど新興国における知財リスクを低減させるためには、専門人材の拡充に加え、官民が連携したリスク対策が必要。
- 模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）（ＡＣＴＡ）の早期条約批准、加盟国拡大も重要。

我が国の今後の取組（具体策）

官民連携による知財リスク対応体制の構築

➢**中小企業向け官民連携体制の強化**

各国知財システム等に対する中小企業の問題意識を集約し、国際知的財産保護フォーラム（ＩＩＰＰＦ）等、官民連携の枠組を使って各国政府と対話。

➢**現地情報収集機能の強化**

ＪＥＴＲＯ等と連携し、現地における知財活用事例の収集機能を強化し、我が国企業の円滑な知的財産活動に対する潜在的リスクの早期発見を図る。

➢**紛争対策専門人材の育成**

海外での紛争解決支援を行うことができる弁護士・弁理士の育成を図り、海外知財プロデューサーと連携し、我が国企業の進出先での紛争解決を支援。

Ⅲ．⑦中小企業への新たな出願支援策（１）

- 中小施策に関するワンストップ・サービス・デイでは、「金融」、「経営一般」に次いで３番目に多かったのが「知財」。
- 知財を意識している中小企業はいるものの、実際に特許取得に至るような出願は少数。

【「中小施策に関するﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ・ｻｰﾋﾞｽ・ﾃﾞｲ」相談実績（2010年10～12月）】

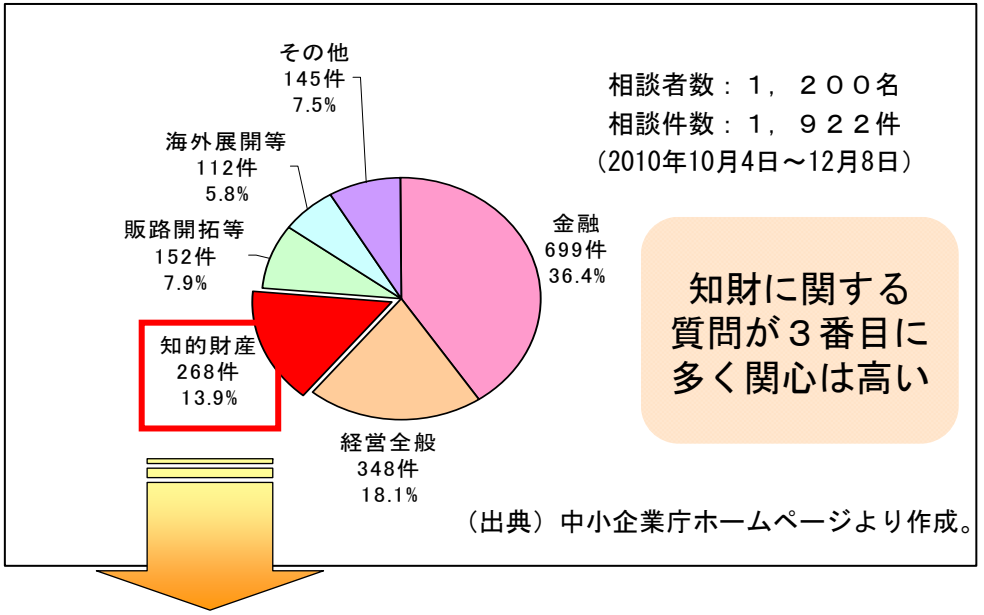

【（参考）弁理士会による特許出願等援助／助成制度の適用実績】

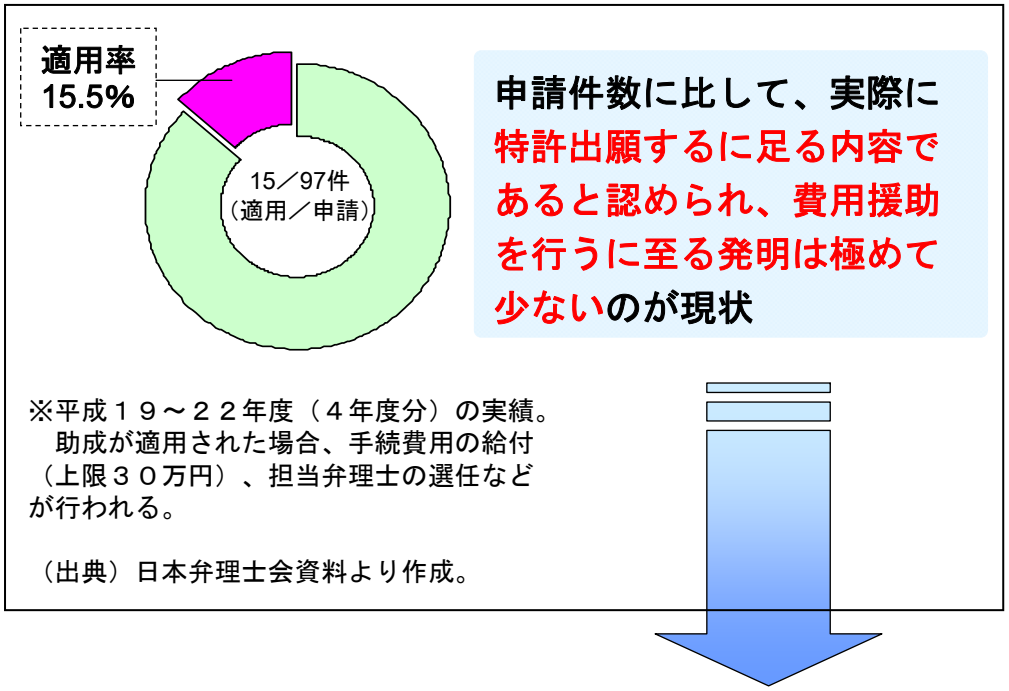

中小企業の知財に関する課題は・・・

- 自社の技術を知財として活用する方法がわからない
- 知財の相談は誰に相談すべきかわからない
- 弁理士にかかる費用はいくらなのかわからない
- 外国出願費用が高額で悩んでいる　など

権利化の見込める有用な発明を発掘、ふるい分けを行い、より強力なサポートが必要

Ⅲ．⑦中小企業への新たな出願支援策（２）

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

- 弁理士費用が予測できないことが、中小企業の出願等の障壁となっているとの指摘あり。
- 出願に係る費用（出願～中間処理）のモデル価格（標準的な価格）が分かれば、弁理士費用の予測可能性が高まる。
- 他方、①出願内容は多様であってモデル価格の算定は容易ではないこと、②モデル価格が料金規制につながるおそれがあることに留意が必要。

我が国の今後の取組（具体策）

モデル価格（標準的な価格）の提示に向けた取組

①各都道府県に設置する相談窓口において、弁理士等の専門家が、モデル価格の算出ができるようになるまで支援。
②モデル価格を参考にしながら、地域の登録弁理士とのマッチングを行う。
③１年間、全国の事例を集積し、弁理士費用のモデル価格の共有を図る。

技術開発したが事業に活かすにはどうしたらよいか？

知財未経験な中小企業

相談

発明発掘・ふるい分け段階

基本情報の提供
産業財産権制度（特許・実用・意匠・商標）の説明

発明に該当しないもの

権利化の検討
類似技術調査
発明提案書の書き方指導　など

権利化できないもの

支　援　段　階

出願の検討
出願に係る費用（出願～中間処理１回）の一般的な額（モデル価格）を参考提示
※登録弁理士とのマッチング結果（料金、技術分野等）から、弁理士を選択
※国・関係機関の支援策の活用を促進
（外国出願助成、日本弁理士会の特許出願等援助制度等の活用）　など

弁理士利用による出願等

国内特許出願等

外国特許出願助成事業・知財プロデューサー

外国特許出願等

１年間試行し、事例を集積し、初期段階で目安となる価格を提示できるよう図る

国際知財戦略の具体的施策（まとめ）（１）

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

①国際特許ネットワーク構想の推進

- 特許審査ハイウェイの拡大（平成２３年度以降、順次拡大）
- 新興国とのネットワーク強化（平成２３年度以降、順次拡大）
- 各国審査官への実践的な審査実務教育（３か月）、長期的学習プログラム（６か月）実施（平成２３年度実施）
- 英語による国際的な予備審査の協力拡大（平成２３年度以降、順次拡大）

②グローバル化に対応した審査体制の強化

- 審査体制の強化（平成２３年度以降）
- 品質監理の充実と体制の強化（平成２３年度以降）

③多言語に対応した検索システムの整備

- 機械翻訳（中韓→日など）を利用した外国特許文献検索システムの開発（平成２４年度以降、開始）
- 世界標準の共通特許分類策定のための国際交渉（平成２３年度以降、本格化）
- 過去の日本特許文献の再分類実施（平成２５年度以降）

国際知財戦略の具体的施策（まとめ）（２）

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

④新興国の知財情報収集と戦略研究

- 新興国知財情報データバンクの開設（平成２３年度準備、平成２４年度開始を目指す）
- アジア知財戦略プロデュース会議（平成２４年度開始を目指す）
- 海外進出支援プラットフォームの整備（平成２３年度以降、順次拡大）

⑤海外知財活用ネットワークの強化

- 各国知財活用支援機関間の連携強化（平成２４年度開始を目指す）
- 国際知財活用フォーラムの開催（平成２３年度実施）
- 海外技術情報の利用性の向上（含：中国特許などの和文抄録作成）
  （平成２３年度準備、平成２４年度開始を目指す）

⑥官民連携による知財リスク対応体制の構築

- 中小企業向け官民連携体制の強化（平成２３年度実施）
- 現地情報収集機能の強化（平成２３年度以降、順次拡大）
- 紛争対策専門人材の育成（平成２４年度開始を目指す）

⑦中小企業への新たな出願支援策

- モデル価格（標準的な価格）の提示に向けた取組（平成２３年度から試行）